

議案第 23 号

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

平成 31 年 3 月 8 日提出

交野市長 黒 田 実

提案理由 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料・率を改定したいため。

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

交野市国民健康保険条例（昭和55年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「100分の8.30」を「100分の8.23」に改め、同項第2号中「28,230円」を「28,241円」に改め、同項第3号イ中「23,170円」を「24,996円」に改める。

第16条の5の5第1項第1号中「100分の2.60」を「100分の2.71」に改め、同項第2号中「8,860円」を「9,324円」に改め、同項第3号イ中「7,270円」を「8,252円」に改める。

第16条の9第1項第1号中「100分の2.33」を「100分の2.81」に改め、同項第2号中「14,020円」を「17,709円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用）

- 2 この条例による改正後の交野市国民健康保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。